

平成30年度 1号認定保育料（教育標準時間）

※市立幼稚園（やよい）

（単位：円）

階層 区分	減免 区分	定 義	保育料（月額）		同時に2 人以上が 入園する 場合	
			平成29年度中 に入園してい た4歳児（継 続）及び平成 30年度中に新 たに入園する 3歳児	経過措置		
				平成30年度中 に新たに入園 する4歳以上児 （新規）		平成29年度中 に入園してい た5歳児（継 続）
1	100	生活保護世帯	0	0	同時入園の第2子以降は無料	
2	200 210	市町村民税非課税世帯 または市町村民税均等割のみ課税世帯	3,000	3,000		
3	300 310	所得市 割町 課村 税民 世税 帯	所得割課税額 77,100円以下	4,400		4,400
4	400		所得割課税額 211,200円以下	14,800		12,000
5	500		所得割課税額 211,201円以上	20,000		15,500

＜2階層・3階層の世帯の保育料の減免＞

◆ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の保育料の減免	
・2階層の世帯（200）	無料
・3階層の世帯（300）	第1子は2階層の世帯と同額 第2子以降は無料

◆2人以上子どもがいる多子世帯の保育料の減免	
・2階層の世帯（200、210）	第2子以降無料
・3階層の世帯（300、310）	第2子は半額 第3子は無料

＜4階層・5階層の世帯の保育料の減免＞

◆2人以上子どもがいる多子世帯の保育料の減免	
・4階層の世帯のうち市町村民税所得割課税額が97,000円未満（400）	第3子は無料
・4階層の世帯のうち市町村民税所得割課税額が97,000円以上（400） ・5階層の世帯（500）	第3子は半額

◆小学校3年生までの兄弟いる多子世帯の保育料の減免	
・4階層及び5階層の世帯（400、500）	小学校3年生までの兄弟を含め 2番目の子は半額 3番目の子は無料

- （注）
- 4～8月までの保育料の額は、前年度の市町村民税の額により決定します。なお、9月以降の保育料の額は当該年度の市町村民税の額により決定します。（9月に切替え）
 - 市町村民税所得割課税額は税額控除（配当控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）前の額とします。
 - 子どもの出生順位（第〇子）は、支給認定保護者と「生計を一にする」子どもが算定対象となります。
 - 各階層の保育料は給付単価を限度とします。